

松戸市移動式赤ちゃん休憩室貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催されるイベント等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃん休憩室を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出し条件)

第2条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 市内でイベント等を主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体及びイベント等
- (3) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、松戸市移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの承認等)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、松戸市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認書（第2号様式）又は、松戸市移動式赤ちゃん休憩室貸出不承認書（第3号様式）により申請書に通知するものとする。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しは期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で市長が認めるときは、この限りではない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出し料は無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として自ら子ども部子育て支援課において移動式赤ちゃん休憩室を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃん休憩室に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃん休憩室の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 各備品の説明書に従い適正に管理及び使用すること。
- (4) 予め定められた期間までに返却すること。
- (5) その他松戸市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条各項に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、松戸市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認取消書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれを応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 移動式赤ちゃん休憩室を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損し、又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償をさせることができる。

(市の責任)

第11条 移動式赤ちゃん休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。